

茨城労働局発表
令和4年12月23日(金)

担 当	茨城労働局職業安定部職業対策課
	課長 小松崎 宗伯
	地方障害者雇用担当官 長谷部 拓也
	電話 029(224)6219

民間企業の実雇用率は2.20% ～ 令和4年障害者雇用状況の集計結果 ～

茨城労働局(局長 下角 圭司)は、このほど、茨城県内の民間企業及び公的機関における令和4年6月1日現在の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主等に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主等に対し、令和4年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】[法定雇用率2.3%] ※ () は前年の値**
 - 雇用障害者数、実雇用率は昨年より増加【次ページのグラフ参照】
 - ・雇用障害者数は6,385.5人(6,302.0人)で、対前年比1.3%増、83.5人増加
 - ・実雇用率は2.20%(2.17%)で、対前年比0.03ポイント増加
 - ・法定雇用率達成企業の割合は49.8%(49.3%)で、対前年比0.5ポイント上昇
- 2 【地方公共団体】[同2.6%、県の教育委員会は同2.5%] ※ () は前年の値**
 - 茨城県の機関は5機関中、4機関で法定雇用率を達成(なお、未達成であった1機関については、11月1日付けで法定雇用率を達成)
 - 茨城県教育委員会は法定雇用率を達成
 - 市町村の機関は、49機関中44機関で法定雇用率を達成(なお、未達成であった5機関については、12月14日までに法定雇用率を達成)
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数236.5人(227.5人)、実雇用率3.17%(3.06%)
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数510.0人(500.5人)、実雇用率2.66%(2.62%)
 - ・市町村の機関：雇用障害者数757.0人(714.0人)、実雇用率2.72%(2.60%)
- 3 【独立行政法人等】[同2.6%] ※ () は前年の値**
 - 17機関の全てで法定雇用率を達成
 - ・雇用障害者数740.5人(710.0人)、実雇用率2.99%(2.83%)

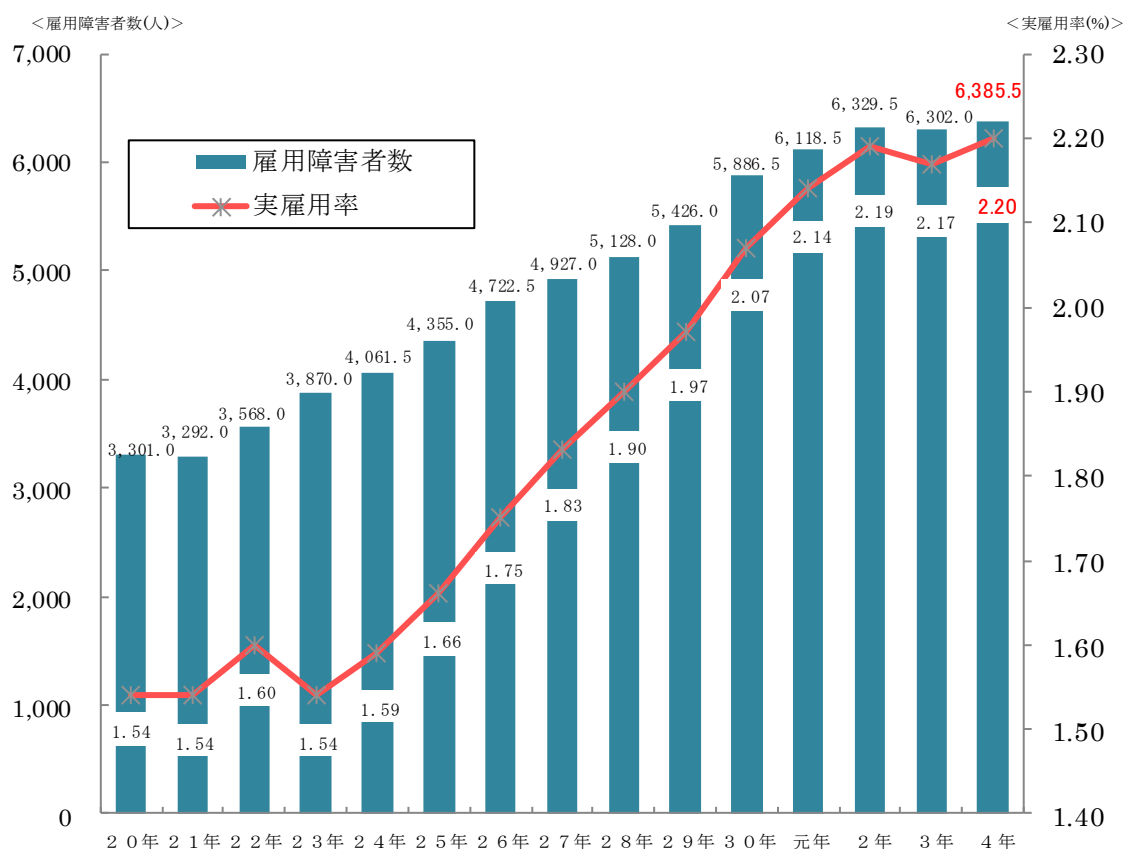
茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（別添第1表）

- ① 民間企業（43.5人以上規模の企業、法定雇用率2.3%）における雇用されている障害者数は6,385.5人で、前年より1.3%（83.5人）増加した。
- ② 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3,592.5人（対前年比1.5%減）、知的障害者は1,766.0人（同2.0%増）、精神障害者は1,027.0人（同11.3%増）となった。
- ③ 実雇用率は2.20%（前年は2.17%）、法定雇用率達成企業の割合は49.8%（同49.3%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



(注)平成22年7月及び平成30年4月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度の単純比較はできないものであること

(2) 企業規模別の状況 (別添第2表) ※ () は前年の値

- ① 雇用されている障害者数についてみると、43.5～100人未満規模企業は1160.5人(前年は1140.5人)、100～300人未満は1953.0人(同1905.0人)、300～500人未満は895.0人(同896.0人)、500～1,000人未満は730.5人(同711.0人)、1,000人以上は1646.5人(同1649.5人)であった。
- ② 実雇用率についてみると、43.5～100人未満規模企業は1.96%(前年は1.91%)、100～300人未満は2.16%(同2.13%)、300～500人未満は2.08%(同2.06%)、500～1,000人未満は2.25%(同2.21%)、1,000人以上は2.55%(同2.53%)であった。
民間企業全体の实雇用率2.20%(同2.17%)と比較すると、500～1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業が上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、43.5～100人未満規模企業は50.0%(前年は48.5%)、100～300人未満は50.2%(同51.8%)、300～500人未満は48.8%(同46.4%)、500～1,000人未満は48.1%(同45.1%)、1,000人以上は44.8%(同46.4%)であった。
民間企業全体の割合49.8%(同49.3%)と比較すると、43.5～100人未満企業及び100～300人未満規模企業が上回っている。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」で前年を上回っている。
- ② 実雇用率では、「医療、福祉」(2.79%)のみが民間企業全体の实雇用率(2.20%)及び法定雇用率(2.3%)を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合では、「宿泊業、飲食サービス業」(56.5%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(56.2%)、「医療、福祉」(55.7%)、「製造業」(54.3%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(52.6%)の5業種が、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(49.8%)を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業の割合は、50.2%(前年は50.7%)であった。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、66.1%を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、95.4%を占める。)
- ③ 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、57.2%を占めている(0人雇用企業うち100人未満の企業が、85.1%を占める。)

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

(1) 茨城県の機関[法定雇用率 2.6%] (別添第 5 表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は 236.5 人で、前年より 9.0 人増加し、実雇用率は 3.17%と、前年に比べ 0.11 ポイント上昇した。

令和 4 年 6 月 1 日現在で、1 機関が未達成であったが、11 月 1 日付けで法定雇用率を達成した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率 2.5%] (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 510.0 人で、前年より 9.5 人増加し、実雇用率は 2.66%と、前年に比べ 0.04 ポイント上昇した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率 2.6%] (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 757.0 人で、前年より 43.0 人増加し、実雇用率は 2.72%と、前年に比べ 0.12 ポイント上昇した。

令和 4 年 6 月 1 日現在で、5 機関が未達成であったが、12 月 14 日までに全機関が法定雇用率を達成した。

(4) 独立行政法人等[法定雇用率 2.6%] (別添第 8 表)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 740.5 人で、前年より 30.5 人増加し、実雇用率は、2.99%と、前年に比べ 0.16 ポイント上昇した。

※ 法定雇用率及び雇用障害者数のカウント方法については、P6 を参照

3 今後の取組み

茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、以下の取組みを実施します。

(1) 法定雇用率未達成企業に対する指導、支援

法定雇用率未達成企業に対し、訪問等による指導、支援を実施します。

特に、障害者雇用納付金制度の対象外である 100 人以下の企業や障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）においては、障害者雇用の経験・ノウハウが不足していること、障害者雇用の進め方に関する知見がないこと等が障害者を雇用する上での阻害要因となっているため、企業の状況やニーズ等を把握するとともに、障害者を支援する関係機関と連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援（企業向けチーム支援）を実施します。

(2) 障害者就職面接会及び障害者ミニ就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して、障害のある方及び企業等が一堂に会する障害者就職面接会への参加を要請します。

また、障害者ミニ就職面接会を各ハローワークの会議室等で随時開催し、雇用率未達成企業における雇用機会の拡大に努めます。

(3) 障害者雇用優良中小事業主制度（もにす認定制度）の普及促進

令和 2 年 4 月より障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）が創設・実施されています。

企業の人事担当者等を対象とした、認定企業の見学会開催等を通じて、もにす認定制度を普及させるとともに、障害者雇用への取組を推進していきます。

(4) 茨城障害者職業センター等関係機関との連携

茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、同行紹介及び職場適応援助等の支援を、就職前後を通じて行うことで、着実な雇用に結びつけます。

(5) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業や公的機関の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

(6) 就労パスポートの普及促進

障害のある方が、働く上での自らの特徴や希望する配慮等を整理し、就職や職場定着に向け、障害者支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールとして作成する「就労パスポート」のさらなる普及促進に努めます。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕

- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
- (38.5人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

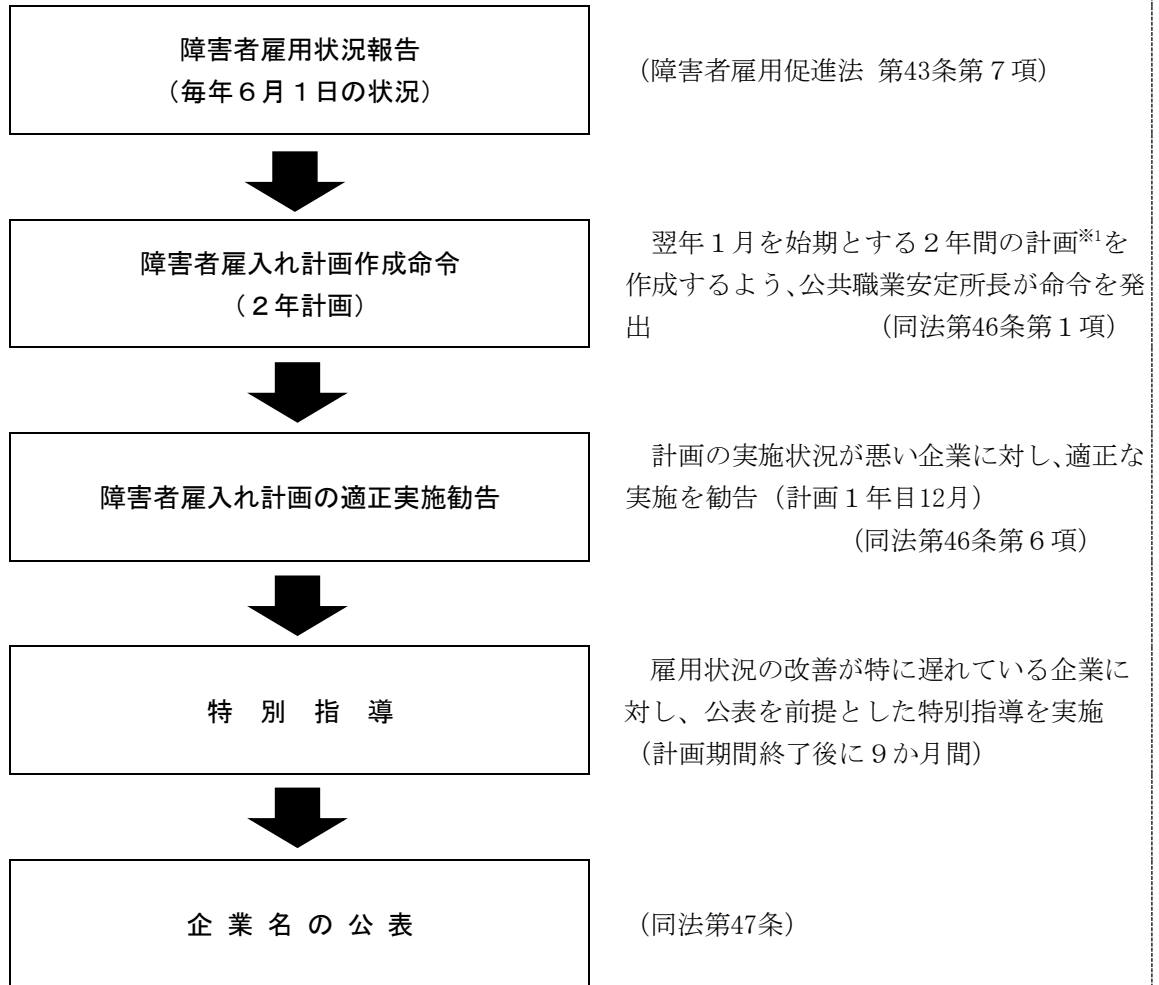
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和3年度の実績^{※2}
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 394社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 72社
 - * 「特別指導」の実施 36社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 465社 (3年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
 - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社、元年度 0社、2年度 1社、3年度 6社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.25	0.05	48.3	1.3	52,007	107,691
北海道	2.44	0.07	51.3	1.2	2,015	3,928
青森	2.41	0.05	55.0	1.4	572	1,040
岩手	2.38	0.01	58.9	0.1	624	1,060
宮城	2.21	0.00	50.2	△0.5	810	1,615
秋田	2.29	0.08	62.0	2.3	502	810
山形	2.18	0.07	54.3	3.8	529	974
福島	2.19	0.05	54.3	1.3	825	1,520
茨城	2.20	0.03	49.8	0.5	849	1,704
栃木	2.38	0.12	56.8	2.4	773	1,361
群馬	2.21	0.02	54.3	△0.8	925	1,703
埼玉	2.37	0.05	48.8	1.0	1,821	3,734
千葉	2.22	0.07	50.2	1.2	1,423	2,834
東京	2.14	0.05	32.5	1.6	7,520	23,108
神奈川	2.20	0.04	45.8	1.2	2,308	5,043
新潟	2.23	0.03	57.2	0.6	1,163	2,033
富山	2.24	0.06	55.9	1.8	599	1,072
石川	2.37	△0.08	54.4	1.0	631	1,160
福井	2.48	△0.05	58.2	0.6	449	771
山梨	2.20	0.04	58.6	1.3	377	643
長野	2.32	0.03	58.1	1.3	1,029	1,772
岐阜	2.35	0.10	55.1	0.3	921	1,673
静岡	2.32	0.04	53.3	1.4	1,678	3,149
愛知	2.19	0.05	48.6	2.1	3,293	6,781
三重	2.42	0.06	59.1	2.2	752	1,273
滋賀	2.46	0.13	58.6	4.6	544	928
京都	2.31	0.03	52.1	1.2	1,028	1,975
大阪	2.25	0.04	44.6	1.6	3,874	8,691
兵庫	2.28	0.03	50.5	1.0	1,818	3,598
奈良	2.91	0.03	64.1	2.6	448	699
和歌山	2.54	0.05	63.0	1.9	405	643
鳥取	2.39	△0.04	60.3	0.2	292	484
島根	2.69	0.02	67.6	△0.4	415	614
岡山	2.54	0.00	54.3	3.2	831	1,531
広島	2.38	0.08	49.5	1.5	1,225	2,474
山口	2.68	0.08	56.6	0.3	546	965
徳島	2.34	0.08	61.3	1.1	333	543
香川	2.16	0.02	56.0	1.4	494	882
愛媛	2.38	0.09	51.9	3.0	558	1,076
高知	2.42	△0.13	62.3	1.1	340	546
福岡	2.29	0.08	50.8	0.9	2,094	4,123
佐賀	2.76	0.06	66.6	1.6	427	641
長崎	2.80	0.16	62.4	2.5	643	1,031
熊本	2.47	0.06	57.3	0.8	757	1,321
大分	2.61	0.02	61.5	0.3	554	901
宮崎	2.57	0.10	63.0	1.1	541	859
鹿児島	2.53	△0.01	59.8	△1.8	794	1,327
沖縄	2.97	0.11	61.0	0.1	658	1,078

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

令和4年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本社を置く従業員規模43.5人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,704企業で、雇用されている障害者数は6,385.5人、実雇用率は2.20%、雇用率達成企業の割合は49.8%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

調査日	区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者 (注3)※	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
令和4年6月1日		1,704	289,769.0	1,068	1,172	177	215	268	986	110	268	633	552	236	3,592.5	1,766.0	1,027.0	6,385.5	2.20	849	49.8
令和3年6月1日		1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
※下線部が「K特例該当者」を指す（平成30年4月1日より）。

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者も実雇用率の算定対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
43.5～ 100人未満	R4年	908	59,139.5	172	219	31	54	43	147	45	72	114	174	49	621.0	314.0	225.5	1,160.5	1.96	454	50.0
	R3年	912	59,825.0	165	238	22	53	59	185	23	58	118	71	31	616.5	355.0	169.0	1,140.5	1.91	442	48.5
100～ 300人未満	R4年	592	90,520.5	302	379	74	82	71	271	38	83	181	241	122	1,098.0	492.5	362.5	1,953.0	2.16	297	50.2
	R3年	585	89,535.5	286	410	78	80	67	278	18	77	174	209	116	1,100.0	468.5	336.5	1,905.0	2.13	303	51.8
300～ 500人未満	R4年	123	43,054.5	163	171	19	32	37	139	4	29	104	39	16	532.0	231.5	131.5	895.0	2.08	60	48.8
	R3年	125	43,508.5	167	177	23	32	36	120	11	36	96	41	17	550.0	221.0	125.0	896.0	2.06	58	46.4
500～ 1,000人未満	R4年	52	32,467.0	147	153	24	13	30	89	5	14	67	28	22	477.5	161.0	92.0	730.5	2.25	25	48.1
	R3年	51	32,233.0	144	153	19	13	31	95	3	15	62	19	11	466.5	167.5	77.0	711.0	2.21	23	45.1
1,000人 以上	R4年	29	64,587.5	284	250	29	34	87	340	18	70	167	70	27	864.0	567.0	215.5	1,646.5	2.55	13	44.8
	R3年	28	65,295.5	297	274	29	35	87	305	10	61	172	67	20	914.5	519.5	215.5	1,649.5	2.53	13	46.4
合計	R4年	1,704	289,769.0	1,068	1,172	177	215	268	986	110	268	633	552	236	3,592.5	1,766.0	1,027.0	6,385.5	2.20	849	49.8
	R3年	1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+(J-K)×0.5+K)				
農、林、漁業	R4年	15	1,373.5	4	3	0	0	1	3	1	0	2	0	0	11.0	6.0	2.0	19.0	1.38	7	46.7
	R3年	14	1,278.5	5	1	0	1	1	3	0	0	5	0	0	11.5	5.0	5.0	21.5	1.68	8	57.1
鉱業、採石業、砂利採取業	R4年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
	R3年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
建設業	R4年	48	4,382.0	20	11	2	2	1	3	0	0	10	1	1	54.0	5.0	11.0	70.0	1.60	20	41.7
	R3年	51	4,516.5	20	10	1	1	1	3	0	0	11	0	0	51.5	5.0	11.0	67.5	1.49	20	39.2
製造業	R4年	519	79,491.5	322	380	21	11	65	301	6	17	173	22	13	1,050.5	445.5	190.5	1,686.5	2.12	282	54.3
	R3年	522	79,414.5	303	409	20	18	56	291	10	21	157	18	10	1,044.0	423.5	171.0	1,638.5	2.06	282	54.0
電気・ガス・熱供給・水道業	R4年	3	332.0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.0	0.0	1.0	4.0	1.20	1	33.3
	R3年	3	336.5	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5.0	0.0	1.0	6.0	1.78	1	33.3
情報通信業	R4年	60	11,110.5	43	42	2	2	0	1	1	1	30	7	4	131.0	2.5	35.5	169.0	1.52	14	23.3
	R3年	55	10,719.5	48	40	0	2	0	1	1	1	32	7	3	137.0	2.5	37.0	176.5	1.65	15	27.3
運輸業、郵便業	R4年	135	19,756.5	69	118	5	5	16	56	2	16	31	7	1	263.5	98.0	35.0	396.5	2.01	66	48.9
	R3年	128	19,234.0	68	118	4	5	14	47	2	13	16	5	1	260.5	83.5	19.0	363.0	1.89	61	47.7
卸売業、小売業	R4年	159	53,700.0	139	163	32	37	92	316	22	86	116	69	25	491.5	565.0	163.0	1,219.5	2.27	56	35.2
	R3年	159	53,818.0	135	170	33	50	96	286	15	76	135	68	18	498.0	531.0	178.0	1,207.0	2.24	59	37.1
金融業、保険業	R4年	14	9,480.5	55	37	3	5	1	8	2	2	12	8	7	152.5	13.0	19.5	185.0	1.95	2	14.3
	R3年	15	10,048.0	60	43	4	5	3	9	0	2	11	7	5	169.5	16.0	17.0	202.5	2.02	3	20.0
不動産業、物品賃貸業	R4年	15	2,395.5	8	6	0	1	1	6	0	1	2	2	2	22.5	8.5	4.0	35.0	1.46	4	26.7
	R3年	14	1,999.5	7	5	0	0	1	3	0	1	2	2	0	19.0	5.5	3.0	27.5	1.38	4	28.6
学術研究、専門・技術サービス業	R4年	38	5,556.0	20	31	2	0	1	6	0	0	17	3	2	73.0	8.0	19.5	100.5	1.81	20	52.6
	R3年	38	5,610.5	20	29	0	2	1	5	0	0	12	2	1	70.0	7.0	13.5	90.5	1.61	18	47.4
宿泊業、飲食サービス業	R4年	23	3,169.0	6	6	6	3	1	18	1	10	5	6	4	25.5	26.0	10.0	61.5	1.94	13	56.5
	R3年	27	3,511.0	8	6	5	4	1	22	1	15	8	3	3	29.0	32.5	11.0	72.5	2.06	15	55.6
生活関連サービス業、娯楽業	R4年	59	7,362.0	18	20	2	9	9	18	3	6	14	8	5	62.5	42.0	20.5	125.0	1.70	27	45.8
	R3年	53	6,366.5	11	21	1	12	5	20	2	8	11	8	3	50.0	36.0	16.5	102.5	1.61	23	43.4
教育、学習支援業	R4年	33	4,064.0	18	13	3	1	2	1	0	0	6	2	2	52.5	5.0	8.0	65.5	1.61	15	45.5
	R3年	33	4,006.0	16	12	1	1	2	1	0	0	8	0	0	45.5	5.0	8.0	58.5	1.46	15	45.5
医療、福祉	R4年	418	59,566.5	219	223	78	107	62	190	72	119	144	400	164	792.5	445.5	426.0	1,664.0	2.79	233	55.7
	R3年	419	59,741.5	232	243	75	78	80	232	29	96	155	265	137	821.0	469.0	356.0	1,646.0	2.76	223	53.2
複合サービス業	R4年	19	5,573.0	25	14	5	2	4	11	0	3	14	6	1	70.0	20.5	17.5	108.0	1.94	7	36.8
	R3年	18	5,575.0	28	18	6	1	4	9	1	3	14	4	2	80.5	19.5	17.0	117.0	2.10	10	55.6
サービス業(他に分類されないもの)	R4年	146	22,456.5	101	104	16	30	12	48	0	7	56	11	5	337.0	75.5	64.0	476.5	2.12	82	56.2
	R3年	152	24,222.0	96	126	21	33	15	51	4	11	44	18	12	355.5	90.5	59.0	505.0	2.08	82	53.9
合計	R3年	1,704	289,769.0	1,068	1,172	177	215	268	986	110	268	633	552	236	3,592.5	1,766.0	1,027.0	6,385.5	2.20	849	49.8
	R2年	1,701	290,397.5	1,059	1,252	171	213	280	983	65	247	622	407	195	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	
計	855	565	173	62	34	21	489
	100.0%	66.1%	20.2%	7.3%	4.0%	2.5%	57.2%
43.5～100人未満	454	418	36	0	0	0	416
	100.0%	92.1%	7.9%	0.0%	0.0%	0.0%	91.6%
100～300人未満	295	121	123	36	14	1	73
	100.0%	41.0%	41.7%	12.2%	4.7%	0.3%	24.7%
300～500人未満	63	21	9	13	11	9	0
	100.0%	33.3%	14.3%	20.6%	17.5%	14.3%	0.0%
500～1,000人未満	27	4	4	7	6	6	0
	100.0%	14.8%	14.8%	25.9%	22.2%	22.2%	0.0%
1,000人以上	16	1	1	6	3	5	0
	100.0%	6.3%	6.3%	37.5%	18.8%	31.3%	0.0%

※比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

2 茨城県の機関及び市町村における任免状況

都道府県及び市町村の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.6%）は、算定基礎職員数38.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は5機関で、在職している障害者数は236.5人、実雇用率は3.17%、市町村の通報対象は49機関で、在職している障害者数は757.0人、実雇用率は2.72%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.5%）は、算定基礎職員数40.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、在職している障害者数は510.0人、実雇用率は2.66%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	7,470.0 (7445.5)	236.5 (227.5)	3.17 (3.06)	1.0 (0.0)	()内は、令和3年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,856.0	187.5	3.20	0.0	
茨城県企業局	200.0	4.0	2.00	1.0	令和4年11月1日現在で、障害者数5.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
茨城県病院局	694.5	23.5	3.38	0.0	
茨城県議会事務局	47.0	3.0	6.38	0.0	
茨城県警察本部	672.5	18.5	2.75	0.0	

第6表 県教育委員会の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	19,137.0 (19,110.5)	510.0 (500.5)	2.66 (2.62)	0.0 (0.0)	()内は、令和3年6月1日現在の数値。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村の任免状況

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		27,808.0 (27450.5)	757.0 (714.0)	2.72 (2.60)	8.0 (24.5)	()内は、令和3年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,299.0	32.0	2.46	1.0	令和4年12月14日現在で、障害者数33.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。
2	水戸市教育委員会	185.0	7.0	3.78	0.0	
3	水戸市上下水道局	181.0	4.0	2.21	0.0	
4	ひたちなか市役所	1,457.5	37.5	2.57	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	657.5	18.0	2.74	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	389.5	13.0	3.34	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	188.5	6.0	3.18	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	252.0	9.0	3.57	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	692.0	17.0	2.46	0.0	特例認定あり。
10	笠間市役所	862.0	22.0	2.55	0.0	特例認定あり。
11	日立市役所	1,614.0	43.0	2.66	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	705.0	19.0	2.70	0.0	特例認定あり。
13	結城市役所	348.0	10.0	2.87	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
14	桜川市役所	525.0	13.0	2.48	0.0	特例認定あり。
15	下妻市役所	550.5	17.0	3.09	0.0	特例認定あり。
16	八千代町役場	240.0	6.0	2.50	0.0	特例認定あり。
17	土浦市役所	1,071.5	35.0	3.27	0.0	特例認定あり。
18	つくば市役所	2,058.5	59.0	2.87	0.0	特例認定あり。
19	かすみがうら市役所	416.5	12.0	2.88	0.0	特例認定あり。
20	阿見町役場	495.0	15.0	3.03	0.0	特例認定あり。
21	古河市役所	1,165.0	32.0	2.75	0.0	特例認定あり。
22	境町役場	317.0	10.5	3.31	0.0	特例認定あり。
23	五霞町役場	100.5	2.0	1.99	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
24	常総市役所	475.0	13.5	2.84	0.0	特例認定あり。
25	守谷市役所	601.5	16.0	2.66	0.0	特例認定あり。
26	坂東市役所	629.5	16.5	2.62	0.0	特例認定あり。
27	つくばみらい市役所	454.5	13.0	2.86	0.0	
28	つくばみらい市教育委員会	134.0	4.0	2.99	0.0	
29	石岡市役所	757.5	17.0	2.24	2.0	特例認定あり。令和4年9月1日現在で、障害者数19.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。
30	小美玉市役所	413.0	12.0	2.91	0.0	特例認定あり。

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
31	常陸大宮市役所	585.5	16.0	2.73	0.0	特例認定あり。
32	常陸太田市役所	614.5	18.0	2.93	0.0	特例認定あり。
33	大子町役場	189.0	6.0	3.17	0.0	教育委員会は38.5人未満のため調査対象外。
34	龍ヶ崎市役所	616.5	15.0	2.43	1.0	特例認定あり。令和4年10月1日現在で、障害者数17.0人、実雇用率2.75%、不足数0.0人となっている。
35	取手市役所	733.5	19.5	2.66	0.0	
36	取手市教育委員会	198.5	6.0	3.02	0.0	
37	牛久市役所	625.5	17.0	2.72	0.0	特例認定あり。
38	稲敷市役所	556.0	15.0	2.70	0.0	特例認定あり。
39	利根町役場	206.0	2.0	0.97	3.0	特例認定あり。令和4年10月1日現在で、障害者数5.0人、実雇用率2.43%、不足数0.0人となっている。
40	河内町役場	102.5	2.0	1.95	0.0	
41	河内町教育委員会	51.0	1.0	1.96	0.0	
42	美浦村役場	186.5	4.0	2.14	0.0	特例認定あり。
43	高萩市役所	377.0	9.0	2.39	0.0	特例認定あり。
44	北茨城市役所	498.0	12.0	2.41	0.0	特例認定あり。
45	鹿嶋市役所	775.0	22.0	2.84	0.0	特例認定あり。
46	潮来市役所	329.0	10.0	3.04	0.0	特例認定あり。
47	神栖市役所	1,025.0	25.0	2.44	1.0	特例認定あり。令和4年12月1日現在で、障害者数27.0人、実雇用率2.64%、不足数0.0人となっている。
48	行方市役所	424.5	14.0	3.30	0.0	特例認定あり。
49	銚田市役所	479.0	12.5	2.61	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村長部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数38.5人以上の法人を報告対象としたものである。
報告対象は17法人で、雇用されている障害者数は740.5人、実雇用率は2.99%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

法人名	区分	① 法定雇用障害 者数の算定 の基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計		24,793.0 (25,094.0)	740.5 (710.0)	2.99 (2.83)	0.0 (1.0)	()内は、令和3年6月1日現在の数値。
1	国立研究開発法人 建築研究所	142.5	4.0	2.81	0.0	
2	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	297.0	8.0	2.69	0.0	
3	国立研究開発法人 国立環境研究所	822.0	21.5	2.62	0.0	
4	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	5,215.5	150.5	2.89	0.0	
5	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	1,245.0	44.0	3.53	0.0	
6	国立研究開発法人 土木研究所	587.5	17.0	2.89	0.0	
7	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	4,146.0	110.5	2.67	0.0	
8	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	4,603.5	138.0	3.00	0.0	
9	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,230.0	31.5	2.56	0.0	
10	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	362.5	10.0	2.76	0.0	
11	独立行政法人 教職員支援機構	60.0	3.0	5.00	0.0	
12	国立大学法人 茨城大学	652.0	19.0	2.91	0.0	
13	国立大学法人 筑波大学	3,959.0	114.5	2.89	0.0	
14	国立大学法人 筑波技術大学	145.0	31.0	21.38	0.0	
15	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	956.0	28.0	2.93	0.0	
16	地方独立行政法人 茨城県西部医療機構	299.5	7.0	2.34	0.0	
17	茨城県道路公社	70.0	3.0	4.29	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。